

## Q 水道事業ガイドラインの活用について

**A** 平成17年1月、わが国の実情に適合した水道サービスの国内規格として、日本水道協会規格「水道事業ガイドライン JWWAQ100:2005」が制定されました。

この国内規格では、水道システムの構成要素や水道サービスマネジメントの指針等を示すとともに、水道サービスを多様な角度から定量的・客観的に評価することを目的として、PI(業務指標)を活用しています。水道ビジョンの「安心」、「安定」、「持続」、「環境」、「国際」の5つに、「管理」を加えた6つの分類に合計137項目が定義されています(参考:「配水池耐震施設率」を下に示す\*)。

個々のPIの定義に従って算出した数値は、地理的な条件や人口密度等の、背景となる情報(コンテキスト)と密接な関係があるため、事業体間の数値

を比較する場合には、コンテキストに配慮する必要があります。

PIの活用は任意であり強制されるものではありません。しかしPIを活用して自己診断を行い、その結果を公表することは、水道を利用するお客さまや議会に説明責任を果たすとともに、予算を確保する上で有効であると言えます。今後、震災対策、施設の大量更新及び団塊世代職員の大量退職等、水道界を取り巻く様々な課題を解決して、わが国の高い水道のレベルを維持・向上していくために、水道事業ガイドラインの一層の活用が求められています。

\*出典:水道事業ガイドライン JWWA Q100 2005

### 2209 配水池耐震施設率

#### 1) 業務指標の定義

配水池耐震施設率 = (耐震対策の施されている配水池容量 / 配水池総容量) × 100

(単位: %)

2) 変数の定義 耐震対策の施されている配水池容量とは、水道施設耐震工法指針で定めるレベル 2、ランク A の耐震基準で設計されていること、又は調査の結果この基準を満たしていると判定された配水池の容量をいう (m<sup>3</sup>)。

配水池総容量とは、浄水池、配水池(調整池ともいう)、配水塔及び緊急貯水槽の合計容量(有効容量)をいう (m<sup>3</sup>)。

(出典:水道技術ジャーナル 2007年4月)